

○環境省告示第三十八号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第二号の規定に基づき、土壤汚染対策法施行規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法（平成十五年三月環境省告示第十七号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

1

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 出 後	
別表	
特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。） <u>K0102-3 14.3、14.4又は14.5</u> に定める方法
六価クロム化合物	<u>規格 K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）</u> に定める方法（ただし、 <u>24.3.2</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、 <u>規格 K0170-7 7の a)又は b)</u> に定める操作を行うものとする。）
(略)	(略)
シアン化合物	<u>規格 K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は水質環境基準告示付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）</u> に掲げる方法
(略)	(略)

改 出 前	
別表	
特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。） <u>K0102の 55.2、55.3又は55.4</u> に定める方法
六価クロム化合物	<u>規格 K0102の 65.2（規格 K0102の 65.2.7を除く。）</u> に定める方法（ただし、 <u>規格 K0102の 65.2.6</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、 <u>規格 K0170-7の 7の a)又は b)</u> に定める操作を行うものとする。）
(略)	(略)
シアン化合物	<u>規格 K0102の 38.1.2（規格 K0102の 38の備考 11を除く。以下同じ。）及び 38.2</u> に定める方法、 <u>規格 K0102の 38.1.2及び 38.3</u> に定める方法、 <u>規格 K0102の 38.1.2及び 38.5</u> に定める方法又は水質環境基準告示付表 <u>1</u> に掲げる方法

四塩化炭素	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定 める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格 K0125 5.1、 5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トラ ンス体にあつては規格 K0125 5.1、 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定 める方法
ジクロロメタン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定 める方法
(略)	(略)
セレン及びその化合物	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
テトラクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
(略)	(略)
1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1

(略)	(略)
四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に 定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1 、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、ト ランス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に 定める方法
ジクロロメタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に 定める方法
(略)	(略)
セレン及びその化合物	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
テトラクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
(略)	(略)

	又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
鉛及びその化合物	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
砒素及びその化合物	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
ふっ素及びその化合物	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン 化合物又はハロゲン化水素が多量に 含まれる試料を測定する場合にあつ ては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び 塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液 とグリセリン 250ml を混合し、水を 加えて 1,000ml としたものを用い、 規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニ ウム溶液のラインを追加する。）又 は 5.2（蒸留操作を行う場合にあつ

1, 1, 1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
鉛及びその化合物	規格 K0102 の 54 に定める方法
砒素及びその化合物	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34.1（規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4 （妨害となる物質としてハロゲン化 合物又はハロゲン化水素が多量に含 まれる試料を測定する場合にあつて は、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び 塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液 とグリセリン 250ml を混合し、水を 加えて 1,000ml としたものを用い、 規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアル

	ては、 <u>フェノールフタレイン溶液</u> を加えず、 <u>pH 試験紙</u> によって液性を判別する。 <u>懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法</u> で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び <u>5.5 に定める方法</u>
ベンゼン	<u>規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法</u>
ほう素及びその化合物	<u>規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法</u>
(略)	(略)
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	<u>規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法</u>

	ミニウム溶液のラインを追加する。) <u>に定める方法又は規格 K0102 の 34. 1. 1c) (注 (2) 第3文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)</u> <u>に定める方法</u> (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び <u>水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法</u>
ベンゼン	<u>規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法</u>
ほう素及びその化合物	<u>規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法</u>
(略)	(略)
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	<u>昭和 49 年 9 月環境庁告示 64 号 (環境大臣が定める排水基準に係る検定法方) 付表 1 に掲げる方法</u>

